

居延漢簡の集成一

破城子（ム・ドルベルジン）出土の定期文書一――

永田英正

- 一 はじめに
- 二 陳夢家氏の破城子を居延都尉府とする説の批判
- 三 破城子出土の定期文書
 - (一) 帳簿表題類（以上本號掲載）
 - (二) 帳簿本文類（以下次號掲載）
- 四 むすび

一 はじめに

スウェーデン・ヘーデン氏のひきいる西北科學考査團（The Sino-Swedish Expedition）の團員、フォルク・ベリイマン氏によってエチナ河流域の漢代遺址から、いわゆる居延漢簡が発見されていらいすでに半世紀に近く、また勞榦氏によって初めて釋文が公刊され、その全容が學界に知られるようになってからでも、はや三十年が経過した。

今ここで居延漢簡の研究史をふりかえてみるに、一九三〇年四

月、ベリイマン氏によって最初に発見され、その後の調査採集で一萬餘點に達したいわゆる居延漢簡が北京に運ばれてきたのは、翌一九三一年五月のことであった。當初は、居延漢簡の解説と翻譯には馬衡、劉復の兩氏とカルグレン氏があたることになっていた。しかしその後の事情で勞榦氏が擔當することになり、やがて勃發した日華事變、太平洋戰爭のために幾度か挫折の危機に瀕しながら、それを克服して最初の釋文、『居延漢簡考釋、釋文之部』が石印で四川南溪から出版されたのは、一九四三年六月であった。発見いらい實に十三年目のことである。⁽¹⁾ 以上の事情からもわかるように、この間いちばん長く簡に接したのは勞氏であり、したがって初期における居延漢簡研究は勞氏の業績がもっとも多く、ほかに賀昌羣、陳槃、楊聯陞氏らの研究がこれにつぐものであった。⁽²⁾

こうした初期の勞榦氏ら中國人學者の研究をふまえ、わが國で居延漢簡の研究が本格的に開始されるようになったのは、一九四九年に上海の商務印書館から勞榦氏の『居延漢簡考釋、釋文之部』が刊

行され、それが比較的多數わが國にもたらされはじめた一九五一年以後のことである。こうして五一年から開始されるわが國の居延漢簡の研究は、更に一九五八年を境にして、それ以前と以後の二つの時期に分けて考えることができる。そこで假に一九五八年以前を第一期とし、五八年以後を第二期とよぶことにしよう。先ず第一期は、居延漢簡が西北邊境の特殊な地域から出土したとはいへ漢代の基本資料であり、また新資料であるために、當時すでに考證をはじめとするかなりの研究成果をおさめていた勞榦氏ら中國人研究者の諸研究を手がかりとして、活潑な研究が行われた時期である。ただ資料の性質上、漢代の邊境における軍事組織や兵制などの研究が中心となったが、そのほかにも屯田の研究とか、俸給、物價などからする經濟關係、文書の傳達や帳簿などからする行政關係の研究、あるいはまた税制、法制、職官制の研究など多岐にわたり、從來の正史にもとづく研究では明らかにし得なかった分野において多大の成果を収めた。そうした研究の成果は、たとえば「東洋史研究」一二卷三號（一九五三）、同一四卷一・二號（一九五五）の特集號その他として發表されたことは、衆知のところである。

ところで、この時期において一つ注意しなければならないことがある。それは、この時期には、現物はもちろんのこと寫眞版にしる木簡の姿をみる機會に恵まれず、もっぱら勞榦氏の釋文を唯一の手がかりとして研究が遂行されたことである。いったいに漢簡などという物を對象とする研究は、それがたとえ寫眞であつても物を見ず

しては眞の研究ができないことはいうまでもなからう。たとえば木簡の形狀とか字體、あるいは文字の書かれている位置とか形式などは研究に缺かせない重要なポイントである。この點に關しては、當時すでにシャバンヌ氏や黃文弼氏らによって公刊されていた敦煌簡や羅布淖爾簡の圖録類^③によって或る程度の類推は可能であつたが、しかしいづれも量は比較にならぬほど少く、特定の簡について僅かに類推できるのみであり、しよせんは敦煌簡、羅布淖爾簡であつて、居延漢簡ではなかつた。また木簡の隸書を釋讀した勞氏の釋文についてみても、木簡を見ないかぎり訂正の筆を加えることはできないのである。こうした漢簡の姿を見ないで行われた第一期の研究の缺陷の具體例については、かつて拙論で詳述したことがある^④。勞榦氏をはじめとする中國人研究者の諸研究を繼承した形で出發したわが國の居延漢簡研究は、中國で取り上げられなかつたテーマとか、あるいはまたすでに取り上げられたテーマについても、中國におけるよりはいいさう歸納的な研究が行われたことに大きな特徴を認めることができるが、よるべき資料は勞氏の釋文が唯一であるという大きな限界が、そこにはあつたのである。

一九五七年にいたつて中央研究院歷史語言研究所から『居延漢簡圖版之部』（以下『圖版』と略稱）が出版され、これが翌五八年になつてわが國にもたらされたことは、そうした意味からも研究史の上で一時期を畫するものであつた。そして更に一九五九年には中國科學院考古研究所から『居延漢簡甲編』（以下『甲編』と略稱）が刊行

され、かなりの数の木簡について、その出土地が判明することになったのである。出土地については、ベリイマン氏の遺稿を整理し、一九五六年から五八年にかけて出版されたソマーストロウム氏の報告書⁽⁵⁾によって若干の簡については明らかにされていたが、『甲編』によって居延漢簡全體の過半数について、その出土地が知られるようになったことは、五七年の『圖版』の公刊にも劣らぬ大きな意義をもつものであった。

一九五七年の『圖版』の公刊と、つづく五九年の『甲編』の出版とにより、わが國の居延漢簡研究は第二期を迎えるわけであるが、この二つの畫期的な出版によって、研究はいっそう活潑化することが當然のこととして豫想された。少くとも、わたくしはそう考えた。しかし、現實は完全に豫想を裏切る結果に終ってしまった。その原因はいったどこにあったのであろうか。

おもうに、居延漢簡がわが國にはじめて紹介されたとき、この新資料を前にしてとられた研究方法には、二つの方法があった。一つは漢簡に記載されている記事を重視し、それをそのまま正史の補助資料として利用する方法である。二つには正史との關連はいちおう別にして、先ず漢簡独自の體系をうちたてようとする方法、いうなれば古文書學的方法である。ただこの二つの研究方法がたがいに相い對立する方法ではないことは、いうまでもないことである。ことに居延漢簡という斷簡零墨を取り扱うに當っては、先ず木簡の形狀とか書式とか、あるいは出土地等にもとづいて古文書學的な體系

化を試み、個々の簡の性格を十分につかんだ上で正史の補助資料として利用するのが、むしろ研究の常道であらう。しかし、先に述べたように、わが國に居延漢簡がはじめて紹介された時點においては、資料は勞榦氏の釋文だけであり、漢簡の古文書學的研究を遂行するには、きわめて不十分な條件のもとにおかれていたことは、卒直に認めねばならない。そのために、初期の漢簡研究においては、そうした古文書學的な操作を経ることなく、漢簡の記事に直接とびつくという研究が先行する結果になってしまったのである。事情としてやむを得なかったとはいえ、この點は第一期の多くの研究にみられる缺陷であった。したがって、第一期の研究がそのような研究であるいじょう、わが國の居延漢簡の研究は、いかなれば第一期ですでに完了してしまっていた、あえて卒直にいえば資料としてつかいふるしてしまっていたのであって、ために五七年の『圖版』の公刊も、また五九年の『甲編』の出版も、とくに大きな影響を與えることはなかったのである。五八年以後に居延漢簡の研究が活潑化しなかった原因は、一面では待望の圖版が不鮮明であったこと、あるいはまた漢簡のもつ資料的な特殊性などにあったことは否定しないが、より多くは第一期にとられた研究方法の中にそれを求めることができるのである。

もちろん第一期の研究の中にも、古文書學的な研究がまったく行われなかったわけではない⁽⁶⁾。またそうした研究は『圖版』の公刊と『甲編』の出版とによって、より精密の度を増していったのは當

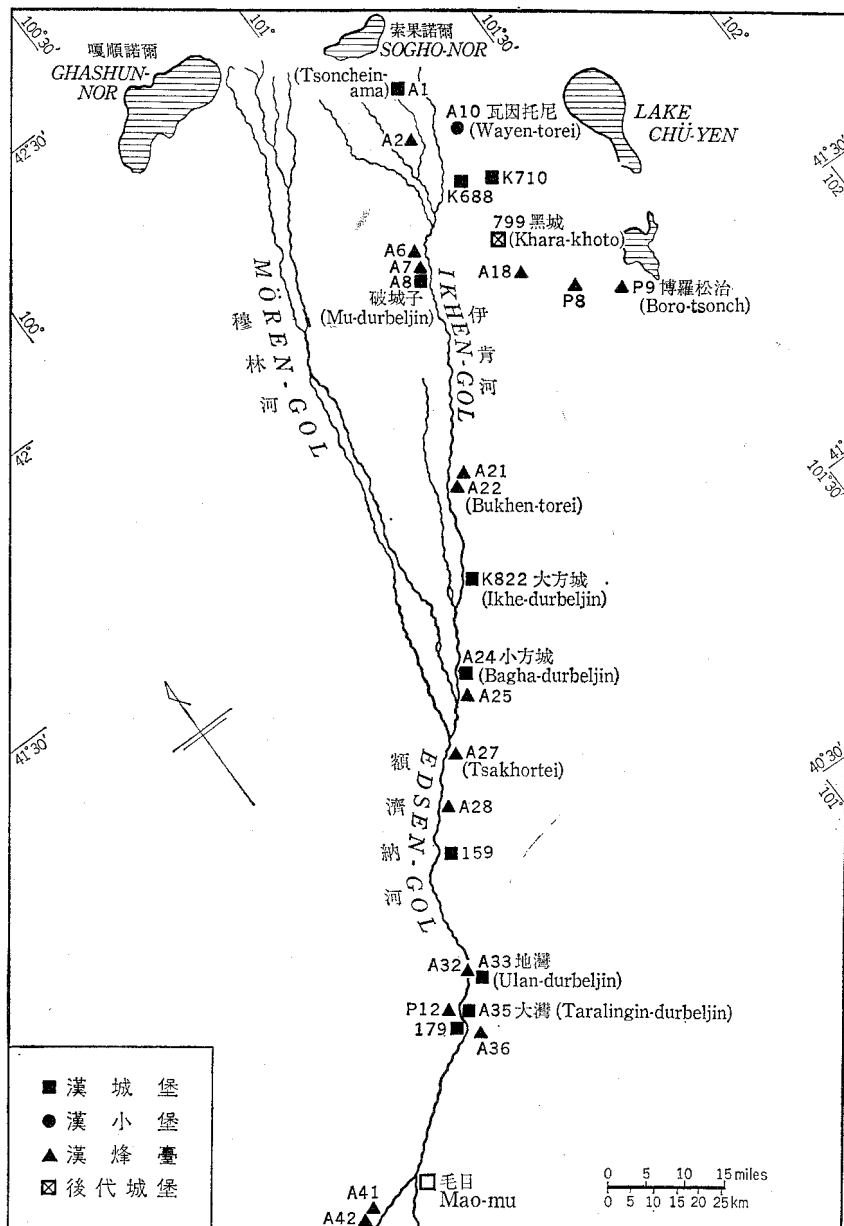
然である。たとえば森鹿三氏ら若干の人たち研究が、そうであつた。⁷⁾しかし、わが國におけるこれら第二期の研究が、研究者の關心にしたがつて主として一つの書式を取り上げ、その文書のコルプスをつくることに努力がはらわれたのに對して、『圖版』と『甲編』を縦横に驅使して居延漢簡の古文書學的綜合的な集大成を試みようとしたのは、一九六七年に出版されたローウェ氏の *Records of Han Administration* であつた。⁸⁾ここでは現在までのところ出土地の判明している木簡について、出土地別に同形同種の文書の集成を試みられた。具體的には破城子(ム・ドルベルジン)で19種類、地灣(ウラン・ドルベルジン)で9種類、大灣(タラリンジン・ドルベルジン)で10種類、瓦因托尼(ワイン・トレイ)で2種類、その他で2種類の文書を取り上げて分類し集大成したものである。從來より當然行ふべくして果されていなかった、居延漢簡の基礎的な本格的研究というべきものである。ローウェ氏の研究は、このように居延漢簡研究史の上で大きな意義をもつものであるが、しかし反面まったく問題がないかという点、決してそうではない。たとえば文書の取り扱いについてみても、出土地別といいながら、そこに取り上げられた文書はいわば代表的なまとまったものばかりであつて、それがすべてではなく、他にも形式を異にする多くの文書が残されていること。また取り上げた文書についてみても、同形同種の文書として當然入るべきものがかなり遺漏していることなどである。⁹⁾

そこでこうしたローウェ氏の研究の反省の上に立つて、居延漢簡

のより完全な古文書學的集大成を試みる第一段階として、今度ここに破城子出土簡を取り上げることにした。破城子を最初に選んだ理由は、この地において全居延漢簡のおよそ半數が出土しており、したがつて内容も豊富で、ここで試みた文書の分類は他の出土地の文書を分類する上での基準となしうることが第一點である。それと同時に、破城子は當時の甲渠候官がおかれていた地方で、破城子出土簡が何らかの意味ですべて甲渠候官に關係のある文書であるということである。すなわち從來の研究の結果では、漢代の張掖郡ではエチナ河沿いに南に肩水都尉府、北に居延都尉府において軍事基地とし、都尉府の下には候官、候官の下には候と隙を配置して邊境のまもりを固めていた。甲渠候官は居延都尉府に所屬する候官の一つであるが、この甲渠候官もふくめて當時の候官が邊境の防衛軍の中でどのような機能を果たしていたかという點になると、それが候や隙を統轄する哨戒基地であるという以外は、ほとんど何も解明されていない。そのため、豊富な内容をもつ破城子出土簡を文書別に集大成することとは、甲渠候官ひいては政府末端機關としての候官一般の機能を知る上に、大きな手がかりを提供することになるからである。¹⁰⁾

二 陳夢家氏の破城子を居延都尉府とする説の批判

破城子すなわちム・ドルベルジンは、ソマーストロウム氏の報告書ではA8の地點で、カラホトの西方約二〇キロメートル、イケン



エチナ河流域の漢代遺址圖 (ソマーstromによる)

河のほとりに位置している。この破城子の地形および發掘場所について、ソマーストロウム氏の報告書によって要點をのべると次のようである。

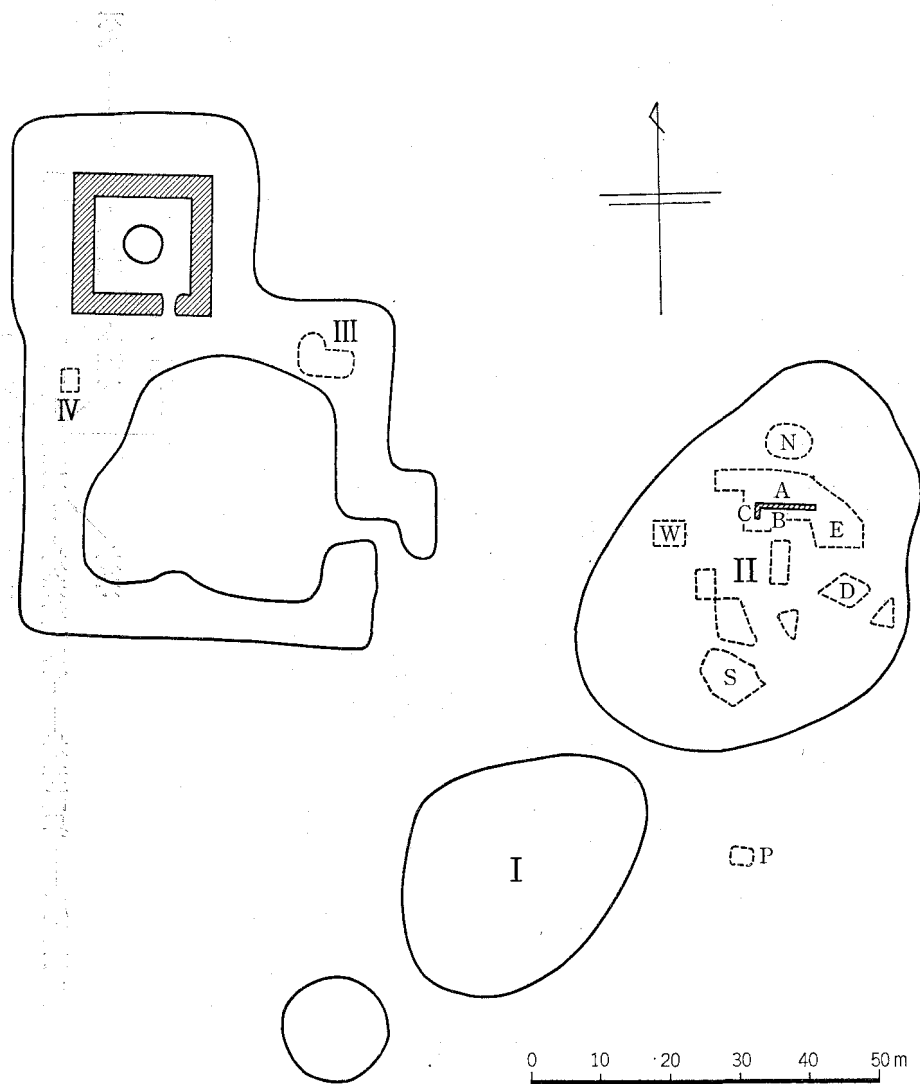
破城子には厚さ二メートル、高さ四・五メートル、一邊の長さが一五メートルの牆壁があり、その東南の角に近い南の壁には入口と思われる切れ目がある。牆壁の内側、外側とも岩石の碎片が堆積している。この方形の牆壁の南には、更に一邊の長さが四〇メートルで、幅が一〇メートル、高さが一メートルの低い疊壁がつづき、その入口は東壁の東南の角近くに位置している。これは塙の遺構と思われる。また疊壁から二〇〜三〇メートル離れたところ、東から東南にかけて大小三つの圓い墳丘が並んでいる。この一帯には特に目ぼしい遺構が發見されていないために、平地につくられた穀物倉のあとか、あるいは塵芥の捨て場ではなかったかといわれているが、最北の墳丘では城壁の一部が發見されており、この一帯にも建造物がひろがっていたことは確かである。

發掘はこの圓い墳丘のうち南から二つ目と三つ目、それに西北の疊壁の東と西の四つの場所で行われ、この順序にしたがってそれぞれ破城子の第一發掘地區、第二發掘地區、第三發掘地區、第四發掘地區の名でよばれている（破城子遺址平面圖を参照）。そして發掘の結果、木簡は第一發掘地區で一八七一點、第二發掘地區で一八五〇點、第三發掘地區で一四九五點、第四發掘地區で五十六點が發見され、木簡以外の遺物は第一發掘地區と第二發掘地區で合計一一〇〇

點以上、第三發掘地區で一一五點が發見された。中でも破城子で發見された木簡は總計五二二〇餘點という膨大な數にのぼる。居延簡は總計一萬數百點であるから、實に全居延簡の半數を占める量が、破城子で出土したわけである。

ところで、さきに破城子は漢代の甲渠候官がおかれた場所であるといった。これは勞幹氏らしいの説で、ここで甲渠候官に宛てた郵便の封筒にあたる、いわゆる封檢が多數出土しているところから、破城子に甲渠候官の治所があったとする説はほぼ確實だとされてきた。ところが一九六三年に陳夢家氏は「漢簡考述」（考古學報一九六三—一）を發表し、その中で居延都尉府の遺址を問題とし、その結果、破城子の第一發掘地區と第二發掘地區（陳氏は地點という表現を用いる）は甲渠候官の遺址であるが、第三發掘地區と第四發掘地區は居延都尉府の遺址であると結論した。すなわち陳夢家氏は、居延都尉府を北のK710あたりにおく勞幹氏らの從來の説を否定して西南の破城子にうつし、破城子に甲渠候官と居延都尉府が併置されていたとする新説を提唱したのである。

破城子出土簡を整理するにあたり、この地に甲渠候官だけがおかれていたとみるか、あるいはまた甲渠候官と居延都尉府とが併置されていたとみるかは、大きな相違がある。最終的には破城子出土簡を整理することによって明らかにされるであろうが、しかし陳氏の説の當否については、やはり整理にさきだって論じなければならぬだろう。そこで以下において陳氏のあげる論據を示しながら、



破城子（A8）遺址平面圖（ソマーstromによる）

I～IVは發掘地區，A～D, N, P, S, W は試掘坑

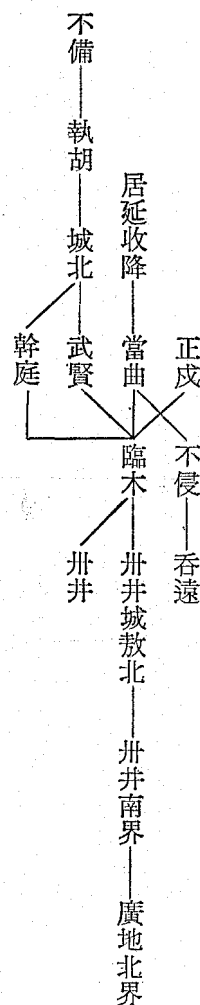


表1
陳氏の遞傳系統表
(部分)

検討を加えていくことにする。

陳夢家氏が破城子に居延都尉府がおかれたとみるのは、およそ次のような點からである。

一つには、遞傳の記録にみえる南書、北書と發信者および受信者の記載から、發信者と受信者の相對的な方位を決定することができ、氏によれば、破城子出土の南書は發信者は居延都尉、居延塞尉、居延令などであり、受信者は張掖太守府、廣地候官などである。逆に北書の場合は發信者は張掖太守府、張掖都尉、廣地候、肩水倉長などであり、受信者は「居延」都尉府、居延などである。このことから張掖太守府や廣地、肩水などは破城子の南にあり、居延都尉府は破城子の北に位置することになるが、同時にこれは破城子にあつても決して不都合ではないとする。

二つには、郵便物や信號の受け渡しには時刻および其の間の距離などを記録しており、この記録から燧燧間の距離を知ることができる。氏はこうした記録にもとづく距離の計算から、破城子こそ居延都尉府がおかれた場所に相違ないと判断する。そして破城子でも甲渠候官宛の封檢は第一發掘區と第二發掘區に多いところから、それ

以外の第三發掘區および第四發掘區を居延都尉府の治所と結論するのである。

以上の二點が、陳氏が破城子を居延都尉府とする主たる根據になつてゐる。

先ず第一點についてであるが、陳氏は居延における遞傳のルートとして、表1のような系統表を作成してゐる。

陳氏も引用してゐるように、北の居延から甲渠候官の所轄地域を経て南の卅井候官方面にいたる、いわゆる南書の遞傳ルートを記した簡には次のようなものがある。

簡1 南書一封居延都尉章 詣張掖太守府

十一月甲子夜大半當卒口付卅井卒弘界中

曲卒昌受收降卒輔辛丑蚤食口分臨木云云 三七・三 圖三六 甲一六

南向け文書一通、居延都尉の章(「印」)にて封印、張掖太守府宛。十一月甲子の日の夜大半時に當曲の卒の昌が收降の卒の輔より受取る。「翌」辛丑の日の蚤食口分時に臨木の卒の某が卅井の卒の弘に渡す。その行程は云云

(收降↓當曲↓臨木↓卅井)

簡2

校臨木郵書一封 張掖居延都尉

十一月己未夜半當曲卒同受收降卒嚴下鋪

臨木卒採付誠敖北際卒則
(收降↓當曲↓臨木↓誠敖北)
三〇・二 圖二三

簡3 詣張掖太守府
(收降↓當曲)
正月戊午食時當曲卒湯受居延收降卒褒下餉云云 癸・毛 圖三六

簡4 一月丁未人定當曲卒□受收降卒敵夜大半付不侵卒質(質)
(收降↓當曲↓不侵↓吞遠)
一〇五・四 圖三三

簡5 其一封詣張掖太守府
(收降↓當曲)
六月丁丑□鷄鳴時當曲際卒趙宣受居延收降卒云云 二六・二 圖二四

簡6 南書二封皆都尉章 詣張掖太守府
(收降↓當曲)
六月戊申夜大半三分執己酉平旦一分付誠北卒

簡7 胡卒□受不侵卒樂良
(不侵↓執胡↓誠北)
四九・三 圖二二

簡7 武賢際卒辟受誠北際卒捐之臨木際
(誠北↓武賢↓臨木↓誠敖北)
四六・六 圖二七

一方、これと逆方向の卅井候官から甲渠候官の所轄地域を経て居延にいたる、いわゆる北書のルートを書いたものには次のような簡がある。

簡8 北書三封合檄板檄各一 其三封板檄張掖太守章詣府 合檄

牛駿印詣張掖太守府牛掾在所 九月庚午下餉七分臨木卒

副受卅井卒弘鷄鳴時當曲 卒昌付收降卒福界中九十

五里定行八時三分實行七時二分 一七・一四 圖三三 甲九六

北向け文書三通および合檄、板檄各一通。うち「文書」三通および

板檄は張掖太守の章(Ⅱ印)にて封印、(居延都尉)府宛。合檄は牛

駿の印にて封印、(居延に出張中)張掖太守府の掾の牛氏の在所

宛。九月庚午の日の下餉七分時に臨木の卒の副が卅井の卒の弘より

受取る。鷄鳴時に當曲の卒の昌が收降の卒の福に渡す。全行程は

九十五里、規定の所要時間は八時三分、實際の所要時間は七時二分

(收降↑當曲↑臨木↑卅井)

簡9 八月庚戌夜少半臨木卒午受卅井□
(收降↑當曲↑臨木↑卅井)
三三・二 圖三九

簡10 詣居延都尉府
(收降↑當曲↑臨木↑卅井)
五月壬戌下餉臨木卒護受卅井誠敖北際卒則癸亥□食□分當曲卒云云收降云云

簡11 己亥昏時臨木卒汪受誠敖北際卒通武賢
(收降↑當曲↑臨木↑誠敖北)
三九・三 圖二九

簡11 際長夜食七分付誠北卒□十七里中程 一三・一 圖二五 甲九四

以上の釋文のうち、陳氏は簡2、簡7、簡10、簡11にみえる誠敖北際を城敖北際とし、また簡6、簡7、簡11にみえる誠北際を城北際と釋している。これは明らかに誠敖北際、誠北際の誤釋で、城は誠に訂正すべきである。

さて、これらの南書、北書の資料から遞傳路を復原すれば、北から南へ表2のようなルートができあがる。

この表2と陳氏の遞傳路すなわち表1とは、いくつかの點で相違がみられる。先ずいちばん大きな相違點は陳氏が不備——執胡——誠北——武賢——臨木のルートを獨立させていることである。

この原因は、簡6で不侵卒と釋した侵の字を侵と釋讀するか備と釋讀するかにかかっている。確にまぎらわしい字ではあるが、これは備ではなく、侵と讀むべきである。また字形をはなれて考えてみると、不侵際が甲渠候官に所屬し、際のほかには候もおかれた重要な地であるのに對し、不備際はこれが唯一の例で、ことに郵便の中繼地點であれば、他にも出てきてよいはずであるが、それがみられないことも疑問として殘る。更に問題なのは、この地の烽際の名稱は、

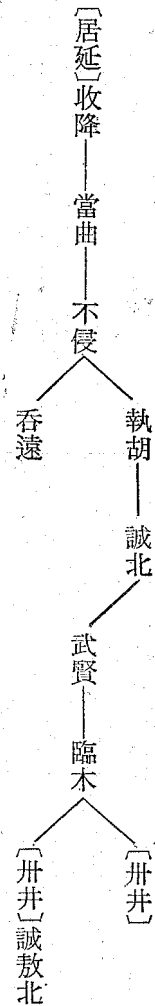


表2 遞傳系統表

たとえば伐胡、執胡、收虜、滅虜、備寇といった匈奴との對決をそのまま表現した戰鬪的な名稱がつけられているのに對し、不備というのはそうした當時の通例に反して實情にそぐわないという缺點があることである。こうした觀點からしても、不備際ではなく不侵際とするのが妥當である。したがって陳氏のごとく不備から臨木までを獨立させるのは誤りで、簡4、簡6、簡7、簡11によって表2のように不侵以下臨木までを一つのルートに配列すべきである。

陳氏の遞傳系統表と相違する第二點は、陳氏が正戌——臨木のルートを設けていることである。これは

簡12 南書一封居延丞印 橐一 詣□□□□□□□□□□五分
日入二分付臨木□□

三四・六 圖四七三

の最下段の最初の二字を正戌と釋讀するところからきている。しかし陳氏が「正戌」と讀んでいるこの場所は、すでに引用した同種の簡の諸例でも明らかのように、遞傳の記録のはじまる最初の部分で、月日の月が記入されるところである。その點、ローウェ氏がこの二字を正月と釋しているのは、釋字はともかくとしても、月をあてて

いる點で正しい判斷だといふべきである。したがって陳氏のごとくこの二字を以て際名とすることはできず、ましてや正戌——臨木といったルートを設定することができないことはいうまでもない。同様に陳氏の表と異なる第三點は、幹庭——臨木のルートである。その資料は

簡13 □□尉府 十月甲辰日失中時誠北卒□
□都尉府 幹(鸞)庭下舖四分付臨木卒□

一三・六 圖一四

によっている。文字は幹(韓)庭と釋してもよいと思われるが、この幹(韓)庭は際の名でなく、卒の名でなければならぬ。というのは、これもすでにみてきた遞傳の記録から明らかなように、記録はすべて「某際の卒某が某際の卒某に付す」のように書かれ、際卒が直接に際に付すという記載は一例もないからである。これらはいずれも公文の規定の書式であり、例外があったとは考えられない。これからして幹(韓)庭は卒の名としなければならず、幹庭——臨木のルートが成立しないことは明白である。したがって陳氏が表1に示した遞傳ルートは、表2のごとく訂正すべきである。

さて、表2の遞傳ルートにもとづいて居延都尉府の位置を考えて

みるに、陳氏の破城子に居延都尉府がおかれたとする説が成立しない最大の難點は、簡1、簡2、簡3、簡4、簡5、簡8、簡9、簡10によってわかるように、居延都尉府から發する南書および居延都尉府に宛てられた北書とも、いずれもみな收降縣を通過することである。收降縣は簡3、簡5、簡9に「居延收降」とある。この場合、收降という縣名の上に冠せられた居延が候官名であることは漢簡記載上の大原則であるから、收降縣は居延候官に所屬することが確實な縣である。簡3、簡5、簡9において收降にのみ居延という候官名が冠されていて、併記される當曲とか臨木には候官名がないのは、これらの簡が甲渠候官所轄區域内の遞傳の記録で、甲渠候官所屬の燧縣から甲渠候官へ報告されたものであるために候官名が省略されたのであり、收降縣は所屬の候官が異なるために特記されたのである。簡7、簡10の卅井誠敖北縣の場合も、これと同様である。したがって表2のうち、甲渠候官に所屬するのは當曲から臨木までの諸縣で、北の收降は居延、南の誠敖北縣は卅井と所屬の候官を異にしているのである。そこで重要なことは、居延都尉府に宛てられた郵便が甲渠候官所轄の燧縣を過ぎて居延候官所屬の燧縣を経て届けられており、逆の居延都尉府發信の郵便も居延候官所屬の燧縣を経たのちに甲渠候官所轄の燧縣に遞傳されていることである。このことは、居延都尉府が甲渠候官の所轄區域外——それは多分に居延候官の所轄區域内——にあることを意味しており、居延都尉府が破城子すなわち甲渠候官の治所と同じ場所に併置されたとする説が成立しないこ

とは、明白であろう。

ただ、甲渠候官が表2の遞傳ルートの上でどこに位置するかについては詳らかでない。甲渠候官の相対的な位置關係を示すものに、甲渠候官宛の封檢にそれを最終的に候官に届けた縣卒名が記載されているものがある。たとえば

居延塞尉

簡14 甲渠候官

七月甲戌第十卒善以來

三九・四 圖三八

とあるのがそれで、意味は居延塞尉すなわち居延候官の尉から發信の甲渠候官宛の文書で、七月甲戌の日に第十縣の卒の善が配達したというものである。現在のところ配達者の所屬の判明するものは11例ある。それによると第七縣、第八縣、第十縣の卒に限られており、甲渠候官はこれらの三つの燧縣に隣接していたことがわかる。⁽¹²⁾ 甲渠候官には當曲とか不侵といった固有の名稱のつけられた燧縣のほかに一連の番號でよばれる燧縣があり、假に前者を實名縣、後者を番號縣とよぶことにする。この兩系列の燧縣の地理的な位置關係について、今日なお十分明らかではないが、しかしその位置關係は不明としても、もし居延都尉府が甲渠候官と同じ破城子におかれていたとすると、たとえば張掖太守府から居延都尉府に宛てた郵便は甲渠候官所轄の實名縣を経て、いったん居延候官所轄の燧縣に渡り、のちに再度甲渠候官の管轄區域に入り、番號縣に手渡されてはじめて居延都尉府に到着するという、複雑なルートを想定しなければなら

らないことになる。前線の基地は計畫的に設けられるものである以上、候官の所轄區域がそのように輻輳していたとはとうてい考えられない。こうした不合理が生ずるのも居延都尉府を甲渠候官とともに破城子に併置することに原因しているのである。私見よりすれば、表2のルートのうち、不侵から吞遠にのびるルートが甲渠候官に接續すると考えているが、いずれにしろ、陳夢家氏の破城子を居延都尉府とする論據の第一點は、居延都尉府發着の郵便が居延候官に所屬する收降際を通過するという點で成立しないことは明らかである。

陳氏の破城子に居延都尉府がおかれたとする第二の論據の主要な資料は次の簡である。

簡15 陽朔三年十二月壬辰朔癸巳第十七候長慶敢言之官移府舉書曰十一月丙寅

渠鉗庭際以日出舉塢上一(衍)表一□下舖五分通府々去鉗庭際百五十二里二百

陽朔三年十二月二日、「甲渠候官」第十七候長の慶より報告す。

「候」官より「居延都尉」府に送達せる舉書に曰く、十一月五日云云、「甲」渠鉗庭際が日出時に塢上の表一をあげ、下舖時五分に「都尉」府に傳達す。「都尉」府は鉗庭際を去ること百五十二里二百「歩」云云

簡16 □未朔丁丑第十候長忠敢言之官移府舉書

□通辛未夜食二分通府々去鉗庭百五十二

簡17 □半通府々去降虜際百五十九里當行一時六分實行五時留遲三時四分解何

一八・六B 圖三

簡15と簡16は甲渠候官所屬の候から甲渠候官に對してなされた復命書であり、簡17は前二者にみえる舉書の内容の一部と思われる。いづれも信號の傳達に關する文書である。

さてこれらの資料を前にして、陳氏は先ず漢代の一里の長さを問題とするが、氏の意見は次のようである。すなわち、漢簡にみえる一里の長さをかつての學者たちは四〇〇メートル、あるいは四一四メートルと推定した。しかし破城子出土簡に「第廿二際よりして南第十七際に到るまで廿一里」(六・二五 圖三〇)とあるよりすると、燧と際との間隔は四漢里であり、發掘された遺址からする甲渠塞の燧際の間隔は平均して一三〇〇メートルであるから、漢代の一里は直線距離にして三二五メートルに相當するという。そして陳氏は、陟北候官すなわち遺址番號A1の地點の近くに鉗庭際を設定し、降虜際をA22、居延都尉府をA8とし、上記の一漢里三二五メートルの換算率で次のような距離を算定している。すなわち

鉗庭際——都尉府	一五二漢里	四九、四キロメートル
A1——A8		四三キロメートル
降虜際——都尉府	一五九漢里	五一、七キロメートル
A22——A8		四五キロメートル

その結果、漢簡に記載の距離と實際の距離とがだいたい合致するとし、居延都尉府がA8すなわち破城子におかれたことが證明できるとしている。

しかし陳氏のこの論證にはいくつかの疑問がある。先ず陳氏は陟

官の遺址であると断定してよく、この地に居延都尉府が併置されていたとは、とうてい考えることができない。

なお居延都尉府については、現在のところその治所に該当する遺址がまだ発見されていないために地理上の絶對的位置は不明であるが、相對的な位置關係は、先の考察からして甲渠候官の北方で、居延候官の所轄内の地にあったということだけは、確かである。

陳夢家氏の破城子居延都尉府址とする説は、一面では確かに斬新な問題提起であつた。しかし今までにみてきたごとく、氏の論據のいずれをとつても十分な説得力をもたず、氏の説が成立しないことは明らかであろう。私見よりすれば、破城子は甲渠候官の遺址で、同時にこの地に居延都尉府がおかれたことはなかつたと考えるが、この點は本稿の破城子出土簡の集成をまつて、より一層明確になるであらう。

三 破城子出土の定期文書

漢簡をいかに分類し整理するかは、研究の基礎をなす重要な問題である。かつて羅振玉、王國維の兩氏は『流沙墜簡』において敦煌出土の漢晉簡を整理するに際し、分類の方法として先ず小學術數方技書、屯戍叢殘、簡牘遺文の三つに分けた。小學術數方技書の中には字書、曆譜、九術、占書、醫方關係のものが集められ、簡牘遺文には簡札の斷片が集められたが、中でも最大の分量を占めたのは屯

戍叢殘の部分であつた。ここには屯戍に關係のあるあらゆる文書や記録類がすべて收められることになったために、王國維氏は屯戍叢殘の部分をも更に簿書、烽燧、戍役、稟給、器物、雜事の六項目に小分類して整理したのである。

居延漢簡の整理を擔當した勞幹氏の分類の方針は、基本的には『流沙墜簡』に示された羅・王二氏の分類を繼承するものであつたといえる。しかし敦煌簡の十倍の量にのぼり、いわゆる屯戍叢殘關係の簡が飛躍的に増大した居延漢簡の整理にあつては、一層きめのこまかい分類が要請されもし、またそれが可能となつてきたことはいうまでもない。すなわち勞氏は『居延漢簡考釋、釋文之部』において一萬數百點の居延漢簡を先ず文書、簿錄、信札、經籍、雜類に大分類した。このうち信札は簡牘遺文に、經籍は廣義の成書で小學術數方技書に相當し、屯戍叢殘の類は文書と簿錄に二分されたのである。しかも文書を更に書檄、封檢、符券、刑訟の四類に、簿錄を烽燧、戍役、疾病死傷、錢穀、器物、車馬、酒食、名績、資籍、簿檢、計簿、雜簿の十二類に細分した。

おもうに、漢簡を分類し整理する方法は、いろいろある。たとえば年代によるもの、出土地によるもの、書式によるもの、内容によるもの、人名によるもの、あるいはまたそうした基準の複數の組み合わせなどが考えられるだろう。しかし、これを古文書學的に扱うには、中でも書式や内容、更には出土地が缺くべからざる重要な基準となる。

羅・王二氏の分類も、またそれを繼承發展せしめた勞氏の分類も、いずれも一面では古文書學的な分類を志向しながら、結果としては専ら出土した簡の量と内容とによる便宜的な分類、更に端的に言えば中途半ばな分類に終ってしまい、木簡の形状や書式を綜合的にとらえ、出土地や内容を十分吟味して行われる古文書學的ないしは科學的な分類とは、およそ遠くかけはなれたものであった。

わたくしは、かつて甲渠侯官所屬の實名際と番號際に關係のある文書について、それを分類する一つの試案を發表したことがある。¹⁹⁾

そこでは先ず關係の簡を定期文書と不定期文書の二つに大別し、定期文書としては簿檢のほか名籍、見在員、疾病、日迹、作簿、舉書、備品、俸錢、卒食料、卒家族食料、鹽、驛馬、焚、穀運搬の十五項目に分けた。また不定期文書としては書檄、封檢、發信記錄、遞傳、通關、除任、秋射、刑訟、貰賣、負債、爰書、書簡の十二項目のほかに卒名、候際名、器物札、その他の四項目に分類した。今日からすれば項目の名稱や分類の不適當なものなどについて若干訂正しなければならぬが、しかし全體として漢簡を定期文書と不定期文書の二つに分け、それぞれの中で簡の形状や内容にしたがって細かく分類する方法は、現在もなお最善の方法だと考えている。そこで基本的にはこのような分類法にしたがい、整理の對象を破城子出土簡に限定して漢簡分類の試案を發表しようと思う。ただなにぶん破城子からは全居延簡の半數が出土しており、これを全部一度に網羅することは容易ではない。紙面の關係もあり、數量も少く比較的整理

の簡単な不定期文書は後日にゆずることにし、本稿では定期文書を中心に取り上げて、二回に分けて整理を試みることにする。

また定期文書といえは各種の記錄や報告にもとづく帳簿の類が主となることには異論はなからうが、たとえば爰書（口述書の類）など個々にとれば不定期文書でも、それが何々爰書の形でまとめられたとき、果していづれに分類するかは問題である。本稿では方針として帳簿の表題類はかなり廣範圍に收録し、帳簿本文については定期的な報告や記錄などの類に限定したい。場合によっては兩者の間に統一を缺くこともおこるが、あらかじめ記してことわりをしておく。

なお破城子簡を取り上げるに當っては破城子出土の帳簿というものについて、先ずその性格を明らかにしておかねばならない。といふのは、破城子出土の帳簿の中には甲渠侯官それ自體の帳簿もあるが、大部分は所轄の候際からそれぞれ某々簿として報告されたものである。しかもそうした各候際からの帳簿類は、中には候官に留めおかれるものもないではないが、原則として候官が終點ではなく、更に甲渠侯官某々簿という形でまとめられ、上級官廳である都尉府などへ報告されるものであった。これが漢代の帳簿行政といわれるものの實體である。²⁰⁾したがって甲渠侯官某々簿というのは各候際からの帳簿をまとめたいわば一ランク上の大帳簿であり、候際の帳簿は小帳簿であって同時にまた大帳簿の本文を構成するという複雑な關係になっている。ただこうした候際の帳簿のもつ二重性を實際の

北候官の遺址をA1とし、鉾庭廩は殄北候官に近接するとしてA1の近くに設定する。甲渠候官の鉾庭廩が殄北に近接していることは、簡18 □積新日入三分鉾庭廩長周安付殄北□ 二三・六 圖三 甲九三とある信號傳達の記録によって知ることができる。しかしこの簡は殄北の下が缺如しており、これが殄北候官だと断定しうる證據は何もない。むしろこの場合も、先の遞傳の記録と同様に候官の所屬を異にする他の烽廩に信號を傳達したために、上に殄北という候官名を冠したとみるのが穩當である。したがって鉾庭廩は殄北候官の治所と近接していたのではなく、當曲廩が居延候官の所轄區域に近く、また臨木廩が卅井候官の所轄區域に近いように、鉾庭廩は殄北候官の所轄區域に近かったと考えるべきである。

しかし、假に鉾庭廩が陳氏のいうように殄北候官の治所に近かったとしても、果してA1が殄北候官の治所であったかどうかは、なお疑問である。陳氏がA1の地を殄北候官とする考えは、氏の「障廩述要」⁽¹³⁾の中にのべられているらしいが、わが國ではそれを見ることができない。その點、陳氏の考察をたどりえないのは残念であるが、ただ陳氏といえども遺址の決定には出土簡の存在を無視するわけにはいかないだろう。そこでいま、A1の地から出土した木簡32點を檢討するに⁽¹⁴⁾

簡19 □殄北候□□

癸・元 圖三

が、かろうじて「殄北候」と讀めるだけである。それ以外には殄北候官に關係ある記載を見出しえず、しかも簡19も斷簡でこれがどう

いう種類の簡であったかを判斷することができないために、これを以てA1を殄北候官の遺址と考えることはできない。封檢の出土を以て遺址を決定する常道からいえば、縦に半分に切斷してはいるが、むしろ

簡20 殄北候官 三六・四 圖三七 甲二六

の封檢を出土したA10(瓦因托尼)の方が、どちらかといえば殄北候官であった可能性が大きいといわざるをえない。A22の地が、そこから出土した

簡21 卅井降虜廩□ 三〇五・二 圖四三
出火推鑽

なる封檢によって降虜廩であるとほぼ確定できるのに對し、A1は必ずしも殄北候官とはいえず、したがって假に鉾庭廩が殄北候官の治所に隣接するとしても、殄北候官の位置がきまらない以上、鉾庭廩の地を推定することはできないのである。

これが陳氏の第二の論據に賛成しがたい一點であるが、次に問題となるのは距離である。

陳氏は簡15と16、および簡17にみえる居延都尉府から鉾庭廩および降虜廩にいたる距離をいづれも府と廩を結ぶ直線距離と解し、それぞれA1とA8、A22とA8を結ぶ直線距離と對比させている。

しかし居延都尉府と鉾庭廩間の一五二漢里、同じく都尉府と降虜廩間の一五九漢里がいずれも二地點間の直線距離だという根據はどこにもない。これらの簡は舉書すなわち信號の傳達に關するものであ

り、その信號は蓬、表とよばれる吹流しや旗の類とか、晝間の煙や夜間のたいまつなどで際から際を経て候官や都尉府などへ傳達されるものである。こうした信號は最短距離で傳達されるとはいえず、地理的な條件によって際は必ずしも一直線上に並んでいるとは限らず、したがって信號の傳達ルートを送信地から受信地までの直線距離であらわせないことは言うまでもなからう。また距離に關連していえば、陳氏は漢代の一尺を二三センチメートルとして換算される一里四一四メートルの通常の數字を無視して、一里三二五メートルという數字を計算の單位として用いた。これなどは、漢簡の距離を地圖上の距離に無理に合わせんとして考え出された、文字どおりの机上の計算というそりを免れないだろう。

以上、陳夢家氏が破城子の第三、第四發掘地區を居延都尉府の遺址とする二つの論據について、問題點を指摘するとともに反論を行ってきた。しかしこのほかにも陳氏はふれていないが、破城子を居延都尉府のあとと決めかねるいくつかの難點がある。たとえば、破城子に居延都尉府がおかれたとするならば、ここから居延都尉府宛の封檢が多數發見されてしかるべきである。しかるにここで發見された居延都尉府宛の封檢とおぼしきものは、

簡22 居延都尉府 二三・二 圖三六

簡23 居延 一六・一六 圖三三 甲二七

簡24 居延 三九・八B 圖三九

簡25 居延都尉府以亭 二五・八B 圖四九

の四つがある。このうち簡22は文句のない封檢である。簡23と24は記載が不完全であるが簡の形狀からして、あるいは封檢とみてよいかもしれない。ただ簡25は「居延都尉府以亭行」という通常の封檢の記載と合致するものの、簡の大きさや文字の位置などからして、これを封檢の中に入れることには問題があるだろう。しかし簡25も封檢の中に加えるとしても、總計僅かに四點である。破城子出土の居延都尉府宛の封檢が皆無ではないが、同時にこの地で出土した甲渠候官宛の封檢が百數十點あるのと比べれば、四點という數字はあまりにも少なすぎる。破城子に居延都尉府がおかれていたならば、都尉府宛の封檢がもっと多數出てきてよいのではないかというのは、當然の疑問である。

また破城子出土簡の中には、いわゆる「詣官」簿なる簿録がある。ここにいう官とは候官のことであり、「詣官」とは候官に出頭すること、いわゆる「詣官」簿とは、出頭者が候官に到着した日時と用件を候官で記録した一種の着到簿である。⁽¹⁶⁾この種の簿録は破城子で八十餘簡が発見されている。「詣官」に對しては「詣府」ということばもあり、もしこの地が都尉府ならば、いわゆる「詣府」簿があつてしかるべきであるのに、それがないのも不思議である。むしろ反對に、甲渠候官宛の封檢も、また「詣官」簿も破城子の第一發掘地區、第二發掘地區はもちろんのこと、陳氏が居延都尉府だとする第三發掘地區からも、すべてまんべんなく發見されていることこそ重要である。⁽¹⁸⁾こうした點からみても、破城子は全體として甲渠候

分類の上にあらわすのは、繁雑であるいじょうに場合によっては至難である。特に帳簿の本文においてそうである。嚴密さを缺くことになるが、候際帳簿の二重性についてはいちおう注意を喚起するにとどめ、ここでは比較的判明しやすい表題類についてのみ、甲渠候官名のつくものをそれぞれ同形同種の簡の最初におくことによって區別の意をあらわしたことを諒解いただきたい。

なおはじめに漢簡の記載上の説明をしておこう。先ず帳簿の表題などで「」中の語は、漢簡で使用されている用語を示す。次に釋文中の口印は釋讀しがたい文字を示し、釋讀不明の文字が連續しかつ字數不明の場合には……印、簡の上端あるいは下端が切斷して字數不明の場合には□印を付した。

また回印は封泥孔、●印は簡頭に黒丸の點があるもの、■印は同様に格子文様のあることを示す。

釋文の下に點をはさんで上下二つの數字は簡の番號で、このうちの番號は發掘者であるベルグマン氏の採集袋の番號を、下の番號は同一袋内の整理番號を指す。簡番號の下の「圖」とあるのは一九五七年に中央研究院歷史語言研究所から出版された『居延漢簡圖版之部』の頁數を示し、「甲」とあるのは一九五九年に中國科學院考古研究所出版の『居延漢簡甲編』の圖版番號を示す。

なお現在までに判明している破城子出土簡の出土地番號すなわち上番號は次のとおりである。()内の數字は破城子の發掘地區を示す。

一(一)、三、四(一)、六、八(一)、一七、一八、二二(一)、二三(一)、二四、二六、

二七(一)、二八、三〇(一)、三三、三四、三五(一)、三八(一)、三九、四〇、四二、四四、四五(一)、四六、四八(一)、四九(一)、五一、五五、五六、五七、五八、五九、六一、六四(一)、六七、七〇(一)、七二、七三、七六、八二、八四、八九、九五、九九(一)、一〇一、一〇三(一)、一〇四、一〇五(一)、一〇、一二(一)、一三、一五(一)、一二三、一二三、一二七(一)、一二九(一)、一三三、一三三、一三五、一三六(一)、一三九、一四二、一四三、一四四(一)、一四五、一五四、一五六、一五七(一)、一五八(一)、一五九、一六〇、一六一(一)、一六二、一六七(一)、一六八、一七三、一七四(一)、一七五(一)、一七六(一)、一七八(一)、一八〇、一八四、一八五、一八八(一)、一九〇、一九一、一九三、一九四、一九八(一)、二〇三、二〇六、二〇八(一)、二一〇、二二四(一)、二二七、二二八、二三〇、二三二、二三四、二五、二二七、二二九、二四四、二五四、二五七(一)、二五八(一)、二五九、二六〇(一)、二六一、二六二(一)、二六四(一)、二六五、二六六、二六七(一)、二七〇、二七一、二七二、二七六、二七九、二八二、二八三(一)、二八五、二八六、二八七、二八九(一)、二九八(一)、三〇二(一)、三〇四(一)、三〇九(一)、三一、三二、三三(一)、三二七、三二八(一)、三二九(一)、三三五(一)、三三六(一)、三三八(一)、三三一、三四八(一)、四七七(一)、四八一、四八四、四八五、四九〇(一)、五〇七、五二五、五七八。

(一) 帳簿表題類

A 表 紙

定期文書すなわち帳簿の類は、その形狀から表題類と本文の二つ

に大きく分けられる。勞榦氏の分類では前者を簿檢とよび、後者を簿録の名で總稱していたものである。⁽²⁾このうち帳簿の本文は、いずれもばらばらの斷片であり、これを整理する上に一つの基準を與えるのが帳簿の表題類である。

表題類でもっとも一般的なものは帳簿の表紙にあたるもので、これを簡冊に即していえば、帳簿の第一簡がそれである。圖版1はその一例で、縦およそ二三センチメートル、横およそ一・五〜二センチメートルの通常の木簡の簡頭に標題を示す●印を付し、その下にづいて役所名と年月および帳簿の名稱を記している。これがごく普通の形である。こうした表紙は、帳簿の内容によって次のように分類される。

I 吏卒見在員

縫隙に勤務する吏卒その他の名簿、および吏卒の勤務狀況に關する名簿類がふくまれる。

イ「吏卒名籍」

- 1 ●甲渠候官建始二年正月鄣卒名籍

一四・一二六・三 圖三六

甲七九

- 2 不侵部建始二年六月卒名籍

二三・二四 圖三四 甲一三六

- 3 ●第廿三部更始三年正月吏卒名

三〇・二 圖三七

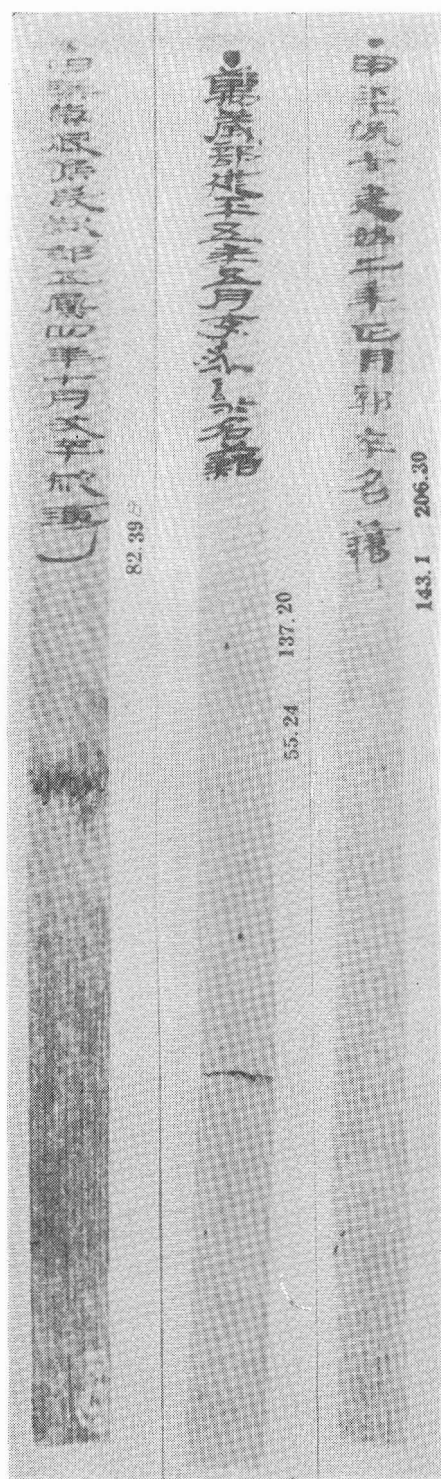
- 4 ●車父名籍

一五・四 圖三三 甲九〇

ロ「病卒名籍」

- 1 □官初元年八月病卒名籍

三七・二六 圖三二



圖版 1

- 2 ●鉾庭第廿三部五鳳四年三月病卒名籍 四・一五 圖三

ハ「卒家屬名籍」

- 1 □月卒家屬在署名籍 一九・一〇 圖四三 甲一〇五
- 2 □卒家屬在署名籍 一八・二三 圖六四 甲一〇六
- 3 □省卒家屬名籍 一六・一六 圖九

II 燧燄勤務

燧燄の勤務に關する日常の記録や報告書の類である。「作簿」は作業、「日迹簿」は天田の見まわり、「郵書」は遞傳、「舉書」は信號の傳達に關するものである。

イ「作簿」

- 1 ●甲渠候官永光四年六月郭卒日作□ 一三・一七 圖四四
- 2 ●第十七部建始二年五月省卒日作簿 一三・三 圖五七
- 3 ●甲渠官綏和二年三月省□卒治大司農菱名 三・三〇 圖五七
甲一六
- 4 省卒伐菱簿 五・二四 圖三三 甲三九
- ロ「日迹簿」
- 1 ●不侵部黃龍元年六月吏卒日迹簿 二九・五 圖〇七 甲七五
- 2 □吏卒日迹簿 一四・二四 圖三九
- ハ「郵書」
- 1 建昭五年三月臨木際郵書課 一四・三四 圖一六 甲六〇
- 2 □部新始建國皇上戊三年二月郵書課 一〇・一〇 圖九四

居延漢簡の集成一

ニ「學書」

- 1 鴻嘉元年七月乙丑學書際別名 四六・二 圖五七

III 器 物

燧燄の備品に關するものが中心であるが、この中には廣く戌卒の所持品もふくめることにする。

イ「守御器簿」

- 1 ●不侵候建平四年十一月亭際漢干轉射沙造數簿 五・一〇 圖五三
- 2 □受具弩簿 一三・三 圖五四
- ロ「戌卒被簿」ほか
- 1 ●甲渠萬歲候長就部五鳳四年七月戌卒被簿 二・三九B 圖三三
甲四三
- 2 ●吞遠部五鳳四年戌卒被□簿 三一・三 圖三六 甲一六五
- 3 ●元鳳三年六月臨木部卒被兵簿 一六・一九 圖三三 甲二九
- 4 ●竟寧元年六月所受卒什器名□ 三・七八 圖五九 甲二六
- 5 □竟寧元年戌卒病死衣物名籍 四・一七・二七・三六 圖一四 甲五二
- 6 ●甲渠候官五鳳四年戌卒病不幸死用□積帛桌致 二七・四
圖六九 甲三九

IV 見錢出納

見錢の出納に關するものであるが、この中では奉錢關係のものがかなりな量を占める。

イ「錢出入簿」

1 ☒ 錢出入簿 三三・四〇 圖四三〇

2 ●元壽六月(年)史庫錢財物出入簿 三六・六 圖三〇〇 甲一五三

なお瓦因托尼(ワイン・トレイ)出土簡に次の簡がある。

附1 甲渠候官陽朔二年正月盡三月錢出入簿 三八・二 圖四六六

ロ「吏受奉名籍」

1 ●城北隰元始三年十一月吏受奉名 ☒ 三八・三 圖四二七

2 ●第四部居攝元年十二月盡二年正月吏受奉名籍 一五・四

圖二五五 甲八六

3 ☒ 年閏月吏受奉名籍 三五四・四 圖三九

4 ☒ 元年十二月吏奉賦 ☒ 二三・一七 圖五

V 食 糧

食糧としての穀物の出納、運搬、および配給名簿をふくむ。

イ「穀出入簿」

1 ●甲渠候官甘露五年二月穀出入簿 六・六 圖三五 甲四六

2 ●甲渠候官建昭三年十月當食案及穀出入簿 三・九 圖七六

甲一九

3 吞遠倉建昭三年二月當食案 穀出入簿 一三六・四 圖四四 甲七五

4 吞遠廐甘露元年十月出食 ☒ 一七四・一七 圖二五 甲九六

5 ●吞遠 ☒ ☒ 三年十月穀出入簿 一三六・六 圖四四 甲七六

6 ●吞遠倉建昭五年七月已丑以 ☒ ☒ 一六・三 圖三三

7 ●第廿三隰倉建平五年十一月吏卒當食者案及穀簿 二八・七 圖二四一 甲一五二

8 ●第廿五レ第廿六倉五鳳五年正月穀出入簿 一〇・一 圖四七 甲七三

9 ●收虜倉河平元年七月穀出入簿 二五・七 圖四四

10 ☒ 初元二年六月穀出 ☒ 一〇三・四 圖三五

11 ●甲渠候官神爵五年正月田官輸穀 ☒ 二二・一〇 圖一七一 甲一四四

ロ「吏卒稟名籍」

1 ●甲渠官居攝三年三月吏卒稟名籍 二八・九 圖三六

2 ●甲渠候官綏和元年十月吏卒 ☒ 一六・二 圖三〇

3 ●建平五年十二月官吏卒稟名籍 三三・六 圖三三

4 ●建 ☒ 年十二月吏卒稟名籍 二〇三・三 圖一四

5 ●萬歲部建平五年五月吏卒稟名籍 五・二四 二七・二〇 圖二五 甲三九四

6 ●第廿三隰倉河平四年七月吏卒稟名籍 一七・三 二九・一〇 一〇 一七・三 二九・一〇 一〇 一七・三 二九・一〇 一〇

7 ●吞遠倉始四年三月吏卒 ☒ 一七・三 圖四九 一七・三 圖四九

ハ「卒家屬稟名籍」

1 ●第十七部建平四年十二月戌卒家屬當稟名籍 二三・一九 二三・三 二三・三 一九 二三・三 一九 二三・三 一九

2 ☒ 年十一月卒家屬稟名籍 二七・四 圖三九

圖二五

VI その他

- 1 ● 吞遠部建昭五年二月過書 ☐ 一三五・一四 圖二四 甲二五八
- 2 ● 誠北建昭五年二月過書刺一 ☐ 一三六・一八 圖四四
- 1と2は「過書」すなわちパスポートに關するものである。
- 3 ● 不侵部建昭五年四月餘麥出入簿 ☐ 一四三・八 圖三七 甲七七
- 4 ● 吞遠部建平元年正月官麥出入簿 ☐ 四・一〇 圖三七 甲三
- 3と4は麥すなわち馬の飼葉の出納に關するものである。
- 5 ● 甲渠候官建昭四年六月候長伐錢 ☐ 一五・一九 圖一七 甲八九
- 6 ● 陽朔三年三月乙未從史霸出奉 ☐ 一九・二 圖三三
- 7 建平三年三月所使吏帛名 ☐ 二七・二 圖三九
- 8 城北部綏和二年十一月戌卒 ☐ 三四・一 圖三四 甲二三七
- 9 ● 第十部主隰至所 ☐ 七〇・一六 圖三四
- 10 茹出入簿 ☐ 四九・三 圖四三 甲三五
- 11 ☐ 驛馬名籍 ☐ 二〇三・元 圖二五
- 12 ☐ 名籍 ☐ 二七・三 圖四三
- 13 ☐ 名籍 ☐ 二五・六 圖四七
- 14 ☐ 績簿 ☐ 一七・六 圖三三 甲九五
- 15 ☐ 簿 ☐ 二四・五 圖四六
- 16 ☐ 入簿 ☐ 三六・七 圖四四
- 17 ● 甲渠候官神爵二年 ☐ 四〇・一四 圖三七
- 18 ● 甲渠候官初元五年十月 ☐ 三一・三 圖四四
- 19 ● 甲渠候官竟寧 ☐ 一五・七 圖四三 甲七五

居延漢簡の集成一

- 20 ● 甲渠候官建始 ☐ 一七・九 圖三五
- 21 ● 甲渠候官陽朔二年七月 ☐ 一七・七 圖三〇 甲九七
- 22 ● 甲渠候官陽朔五年四月盡七 ☐ 一七・四 圖四九 甲九五
- 23 ● 甲渠候官陽朔 ☐ 二三・五 圖二五
- 24 ● 甲渠候官建武五年十月 ☐ 五・七 圖五一 甲四九
- 25 ● 第廿三部建昭四年七月 ☐ 卒 ☐ 一四・六 圖一五
- 26 ● 第十七部竟寧元年 ☐ 三四・六 圖四八
- 27 ● 城北部建平五年 ☐ 一八・一 圖三〇 甲一〇三
- 28 ● 吞遠永光四年八月 ☐ 六・三 圖二八

B 表紙以外のもの

以上が帳簿の表紙であるが、木簡の中にはこのほかに形式は明らかに表紙とは異なるが、表紙に準ずる働きをもったいく種類かの簡がある。圖版2はその一つである。圖版の簡についていえば、縦九センチメートル、横五センチメートルで、簡頭は半圓形をなし、その部分に網目狀に線がえがかれ、中央には孔があいている。網目の下方にAの表紙でみてきたと同じような帳簿類の表題が書かれている。裏面も表面とまったく同じである。これは形からして檢すなわち荷札の一種で、帳簿など簡冊を郵送したり整理するときに簡頭の孔に紐をとおして簡冊にくくりつけたものである。ただこの孔がわざわざいして圖版2のような完全なものは少く、大部分はたて半分に割れてしまっている。

次に圖版3は、帳簿や文書などの一番最後か、もしくは中間にあつて一區切りをつける箇所におかれる簡である。したがって簡の大きさは通常の簡と變らず、簡頭に表紙にみられたと同様な●印を付し、「右云云」という書き出しで始るのを常とする。

次の圖版4の簡も、帳簿の最後もしくは中間で區切りをつけるところにおかれる點で、また大きさも通常の簡に同じく、さらに簡頭に●印を付すという點で圖版3の簡と同類である。ただ相違するのは「凡云云」「取凡云云」の書き出しではじまる内容はすべて數字、數量に關係するものばかりであることだけである。「取凡」の取は聚すなわちあつめることで、「取凡」とは總計、合計の意である。したがって「●凡云云」も「●右云云」も、いふなれば表紙に對する帳尻の關係にある簡ということが出来る。なおこれらの帳尻の簡



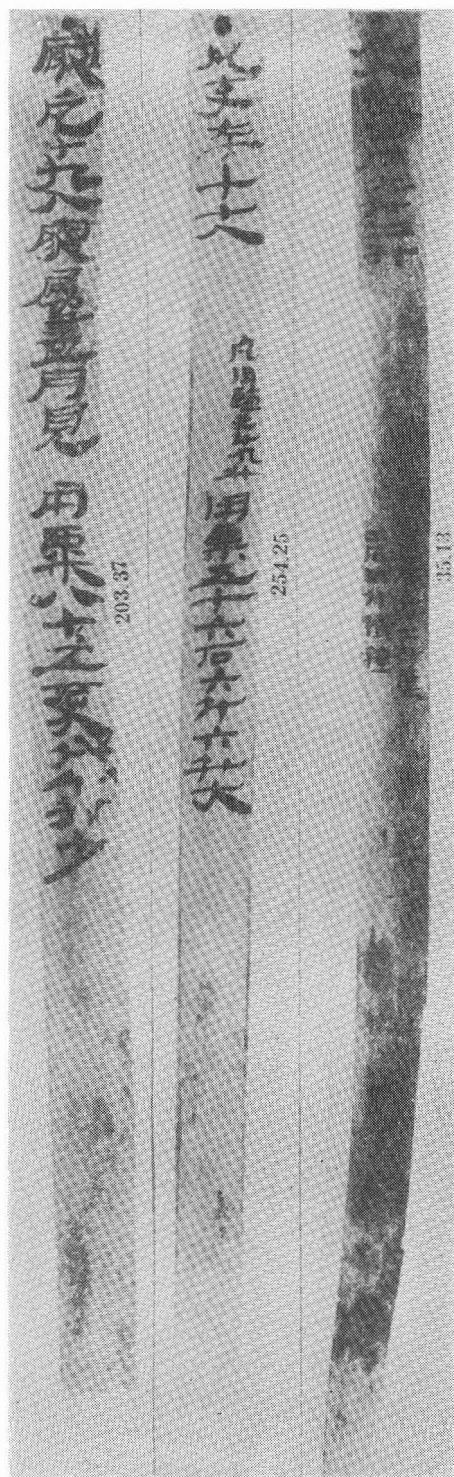
圖版 2

の帳簿上での實際の用例は、居延漢簡中の一大冊書で廣地南部候から報告された永元五年六月から同七年六月までの兵器簿中にみることが出来る。

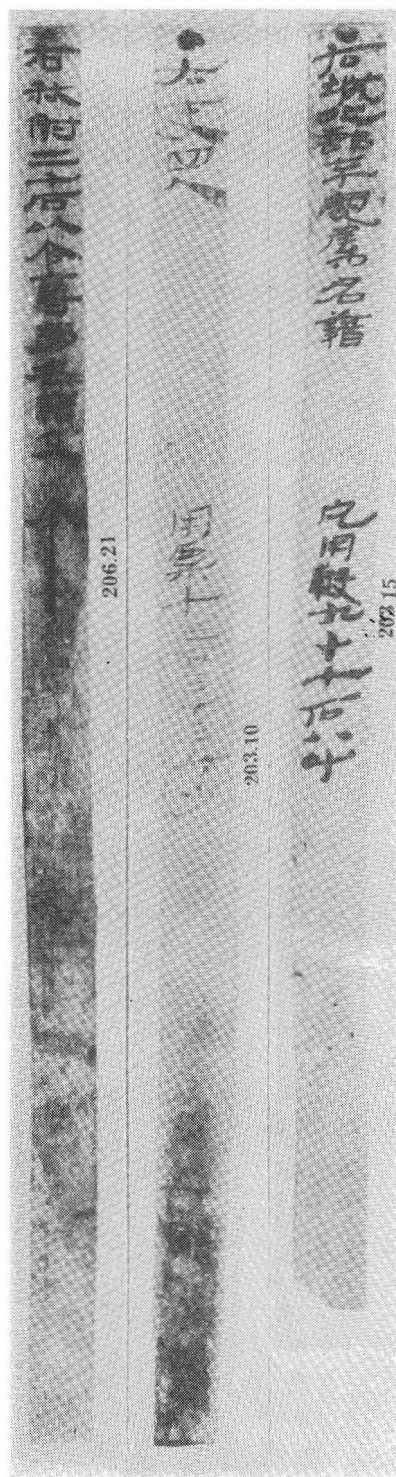
以上の三種の簡は、必ずしも帳簿の名稱を正書したものではないが、送り札であるとか帳尻など、いわば帳簿を總括するものであり、そうした意味では帳簿の本文を整理する上で、表紙同様に大きな手がかりとなるために表題類の中に含め、表紙以外のものとして取り上げることにした。なお嚴密にいえば、これら三種の簡の中にはここに取り上げて分類するのは不適當と思われるものもあるが、それぞれに形狀が同じであるということで一括することにした。

a 簿 檢

- 1 ■ 建始二年正月以來盡
十二月吏除及遷 (裏面) 八四・三〇 圖三七七八
- 1' ■ 建昭六年正月
盡十二月吏病 (裏面同) 四六・一七 圖三四四五
及視事書卷
- 2 ■ 陽朔二年正月
盡十二月吏病 (裏面同) 八・一 圖一八四 甲三四六
及視事書卷
- 3 ■ 陽朔三年正月盡
十二月吏寧書 (裏面) 一七六・四 圖三五〇一 甲二〇〇七
- 4' ■ 吏去署 □ 一四五・五 圖一六五
- 5



圖版 4



圖版 3

- 6 ■建始元年九月吏六百石
■錄 (裏面) 一四・三 圖一五〇 甲八〇四
- 7 ■月部吏候長往來書 二六・一九 圖一五 甲一五〇
- 8 ■陽朔二年四月
五日盡五月吏
- 8' ■五日盡五月卅入
□卒□簿 (裏面) 一五・一 圖一四〇 五
- 9 ■綏和元年九月以來
■吏買葵刺 (裏面) 八・六 圖一七〇 八
- 10 ■建昭四年正月盡
三月四時
簿算
- 10' ■盡三月四時
簿算 (裏面) 三・四・三 圖一七〇 四
- 11 ■建昭二年四月
盡六月四時 二七・三 圖一三八
- 12 ■更始二年十月盡
十二月四時簿 三〇・一 圖一七九
- 13 ■建昭元年十月盡二年九月
大司農部丞簿錄簿算
及諸簿 十月旦日
- 13' ■建昭元年十月盡二年九月

- 大司農部丞簿錄簿
- 算 (裏面) 一八・一六 圖一六〇 七
- 14 ■九月穀出入簿 二二・一六 圖一六 甲四四四
- 15 ■五鳳四年八月盡五年□月
傷簿 一七・一四 圖一六六
- 16 ■五鳳三年
十月盡四
- 16' ■行□
書 (裏面) 四・四 圖一五〇 七
- 17 ■府檄書案
- 17' ■元年七月以來言 (裏面) 三〇・一六 圖一七〇 九
- 18 ■五鳳五年五月盡甘露元年 六・二 圖一三
- 19 ■五鳳元年□□
□□□□ 四・九 圖一四〇
- b 「●右」類
- 1 ●右第三卒十人 二七・三 圖一五九 甲一四八六
- 2 ●右第二十六隸卒三人 二七・三五 圖一三五
- 3 ●右第廿八隸卒三人 二七・三七 圖一七〇 甲四〇九
- 4 ●右第卅一隸卒四人 二八・二四 圖一三七
- 5 ●右臨木隸卒□□□□ 二二・一六 圖一四〇
- 6 ●右高沙隸卒□□ 二八・二九 圖一三五

- 7 ●右佐史七十人 其四人病 六十六人不上口 二五・三七 圖三三 甲三八
- 8 ●右省卒四人 一七六・一八 圖三四
- 9 ●右卒一人省官 三五・一六 圖三九 甲一三九
- 12 ●右塞尉一人秩二百石 凡得七月盡九月積三月奉用錢六千 三八二・一五 圖三三 甲一五〇九
- 13 ●右鄣候一人秩比六百石 三五・二 圖三九 甲一三五五
- 14 ●右庶士・吏候長十三人 祿用帛十八匹二尺一半寸 直萬三千三百三十三 三〇・七 圖三三 甲二四九
- 15 ●右吏九人 用錢 三九・一 圖三五
- 16 ●右吏四人 用粟十三石三斗三升少 一〇三・一〇 圖二三
- 17 ●右卒家屬見署名籍 一四四・三三三 圖三四 甲一二七
- 18 ●右城北部卒家屬名籍 凡用穀九十七石八斗 二〇五・一五
- 19 ●右省卒家屬名籍 用穀卅石 一三三・八 圖三六 甲七三三
- 18と19はAVへの「卒家屬名籍」に對應するものである。
- 20 ●右吞北隰 三二・三三 圖三六
- 21 ●右第八隰 一五・三三 圖一五
- 22 ●右第廿五隰 七〇・二六 圖一六
- 23 ●右吞遠部六所 一四四・二 圖三四 甲一三六
- 24 ●右餅庭部 二八三・三〇 圖四七
- 25 ●右藁矢銅鍔 三七・二七 圖三五 甲一九五
- 26 ●右吏兵 一八・九 圖五九 甲一三六
- 27 ●右秋以令秋射二千石賜勞名籍及令 四九・二四 圖四三 甲一五五
- 28 ●右以令秋射二千石賜勞名籍及令 三七・二 圖三一 甲一四〇一
- 29 ●賜勞名籍 三四・四 圖三八
- 30 ●右二千石令詔書秋射賜 三九・四 圖三三
- 31 ●右秋射二千石以令奪勞名籍及令 二〇六・三 圖三六 甲二四一
- 32 ●右令 一三・三 圖三六
- 33 ●右除書 一〇六・一八 圖五三 甲九三
- 34 ●右除遣視事書 七〇・二 圖一六 甲四九
- 35 ●右秋射爰書 一七五・一 圖一七 甲九七
- 36 ●右自證爰書 四九・二五 圖一四
- 37 ●右自證爰書 八九・一〇 圖三四
- 38 ●右男子范長實自證爰書 二〇六・一 圖三五
- 39 ●右南書 四〇・二三 圖一五
- 40 ●右南書 一四三・三六 圖三九 甲七九〇
- 41 ●右居延君移書 三五・一〇 圖三〇

- 42 ●右四牒嚴敎□後 五〇・二〇 圖二六
- 43 ●右□□書 四九・一九 圖二四 甲三〇
- 44 ●右史 六六・二四 圖二四六
- 45 ●右史 三六・二二 圖二四六 甲三五六
- 46 ●右舉 一八・一六 圖二五〇
- 47 ●右解得 二二・三三 圖二〇三
- 48 ●右凡□□并直二 五三・五九 圖二九 甲三七
- 49 ●右米糲 八九・四四 圖三四 甲四九
- 50 ●右 一三・三三 圖二五
- 51 ●右□□ 二五・一五 圖二七
- 52 ●右候長□際長□□□□□ 三四・六〇 圖四九
- c 「●凡」類
- 1 ●凡出錢 三四・〇 圖二五七
- 2 ●凡入賦錢卅萬八千八十 二五・三三 圖二七 甲二四九
- 1と2はAⅣイの「錢出入簿」と對應するものである。
- 3 ●凡入穀四石九斗二升 其二石五斗二升粟 二石四斗秬程 三五・二三 圖二九 甲三〇
- 4 ●凡穀萬六千四百 二二・六 圖二〇三
- 5 ●取凡粟二千五百九十石七斗二升少 凡出千八百五十七石三斗一升 今餘粟七百卅三石四斗一升少 校見粟得七百五十四石二斗 一四・三三A 圖三六

- 3と5はAⅤイの「穀出入簿」と對應するものである。
- 6 ●凡出麥九百卅六束 五三・三三 圖三四 甲五七
- 7 ●凡吏卒七十人 用鹽三斗九升 用粟五十六石六斗六升大 三四・三五 圖二六 甲一三四
- 8 ●取凡吏百石以下七十四人□
- 8' ●取凡七十人 (裏面) 三四・六六 圖二五七 甲二二
- 9 ●凡十三人 一三・二二 圖二五
- 10 ●凡八月用□ 三四・五五 圖四八
- 11 ●取凡行道物就□ 二六・三三 圖四六

以上が破城子出土の定期文書すなわち帳簿にみえる表題類である。こうした表題類が現存の帳簿の本文とすべてにおいて必ずしも對應するわけではなく、また帳簿の本文の中にはこれ以外のものがふくまれており、これが帳簿のすべてでないことはいうまでもない。しかしこの表題の分類によって、これに数十倍する帳簿本文の斷簡を整理する基準がたち、整理が大いに可能となってくる。 未完

注

- (1) 居延漢簡の發見から公刊に至るまでの經過については森鹿三「居延漢簡研究序説」(東洋史研究二二三、一九五三)、陳公柔・徐蘋芳「關於居延漢簡的發現和研究」(考古一九六〇—二)に詳しい。
- (2) 大庭脩「漢簡研究文獻目錄」(史泉二二、一九六二)を参照。なお邦文關係の文獻目錄としては拙稿「漢簡研究文獻目錄(邦文)」(油

印、一九六四)がある。

- (3) Edouard Chavannes; Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan oriental. 1 vol. Oxford 1913.

黄文弼『羅布淖爾政古記』中國西北科學考察團叢刊之一、一九四八。

- (4) 拙稿「禮忠簡と徐宗簡について——平中岑次氏の算賦申告書説の再検討——」東洋史研究二八・二・三、一九六九。

- (5) Bo Sommarström; Archaeological Researches in the Edsen-Gol Region, Inner Mongolia. 2 vols. Stockholm 1956-58.

- (6) 居延漢簡の圖録の缺如を敦煌簡や羅布淖爾簡で補い、漢簡の書式という點に大きなウェイトをおいて燧燦の組織や機能を總合的に解明した勞作に藤枝晃「長城のまもり」(自然と文化別編Ⅱ、一九五五)がある。古文書學からしても第一期における出色の研究であるが、この研究にみられる限界が、とりもおさず第一期の研究の限界にほかならなかった。

- (7) たとえば、森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二亭食簿について——」(東方學報京都二九、一九五九)、同「居延出土の卒家屬廩名籍について」(立命館文學一八〇、橋本博士古稀記念東洋學論叢、一九六〇)とか、また大庭脩「爰書考」(聖心女子大學論叢一二、一九五八)、同「居延出土の詔書冊と詔書斷簡について」(關西大學東西學術研究所論叢五二、一九六一)などがある。

- (8) Michael Loewe; Records of Han Administration, 2 vols. Cambridge 1967.

- (9) 拙稿「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」(史林五六・五、一九七三)を参照。

- (10) 注(9)の拙稿を参照。

- (11) ローウェ氏前掲書のMD3の1の釋文を参照。

- (12) 拙稿「居延漢簡燧燦考——とくに甲渠候官を中心として——」(東

方學報京都三六、一九六四)を参照。

- (13) 陳夢家氏の前掲論文によると、「障燾述要」はソマーストロウム氏の報告書にもとづいて執筆され、『居延漢簡甲乙編釋文』の後に附載の豫定とある。『居延漢簡甲乙編釋文』という本がどのようなものなのかわからないが、すでにのべたように『居延漢簡甲編』は一九五九年に出版され、『居延漢簡乙編』もつづいて出版の豫定ということであつたが、これが出版されたという話は聞いていない。

- 『居延漢簡甲編』の釋文のあとに「障燾述要」はなく、おそらくは『居延漢簡乙編』の釋文のうしろか、あるいはまた『甲編』と『乙編』の兩方の釋文だけを集めて『居延漢簡甲乙編釋文』なる本を別に編輯し、その卷末に附載する豫定であつたのかもしれない。いずれにしても、これらの書が出版されたという話はきかず、また假に出版されていたとしてもわが國に入っていないために、見ることはできない。

- (14) A1の地から出土した木簡の出土地番號(整理番號の上番號)は、一六九、二二一、三八四、三九二、四一八、四一九、四三一、五六一である。

- (15) 陳夢家氏前掲論文には第二表として函檢表をあげている。この陳氏の表によつて計算すると、破城子出土の甲渠候官宛の封檢は一二三簡を數える。このうち第一發掘地區からは二四簡、第二發掘地區からは一九簡、第三發掘地區からは九簡が出土している。

- (16) 前掲の拙稿「居延漢簡にみる候官についての一試論」を参照。

- (17) 「詣府」の簿録としては敦煌出土簡に次のような例がある。

- (18) 大煎都縣長尉良持器詣府柒月戊子下鋪時入關(敦四三六)。
甲渠候官の封檢については注(15)を参照。「詣官」簿八十簡についていえば第一發掘地區からは七簡、第二發掘地區からは五簡、第三發掘地區からは二簡出土している。

- (19) 前掲の拙稿「居延漢簡燧燦考」注(18)を参照。

- (20) 米田賢次郎「帳簿より見たる漢代の官僚組織について」(東洋史研

(21) 究一四一・二、一九五五)を参照。

勞氏は簿檢を帳簿の表紙の意味で使用している。しかし王國維「簡牘檢署考」にも明らかなように簿檢とはその用法および形状からいっても圖版2の形のもので、他はいずれも通常の簡であり、帳簿の

表紙をすべて簿檢で總稱するのは正しくない。本稿では勞氏の呼稱を踏襲せず、簿檢の名稱はただ圖版2の形のものについてのみ用いることにした。